

議案第10号

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることを選択できる対象職員を拡大する等のため必要があるからである。

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条第3項中「この条」を「この項」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」の次に「、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「及び次項」を削り、「なるように」の次に「、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第4項を削る。

第5条中「若しくは第4項」を削り、「から第4項まで」を「若しくは第3項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第8条の2第1項中「及び第15条の2第3項」を「、第15条の2第3項及び第15条の3第3項」に、「から第4項まで」を「若しくは第3項」に改める。

第8条の3第1項中「までの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第4項まで、第15条第1項及び第15条の3第1項において同じ。))」を加え、「又は第4項」を削り、同条第3項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第5項中「(以下この項において「要介護者」という。))」を削り、「子のある職員(第3条第3項又は第4項)」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判

所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第4項まで、第15条第1項及び第15条の3第1項において同じ。)のある職員(第3条第3項)に、「ある要介護者」を「ある者(以下「要介護者」という。)」に、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第15条第1項中「配偶者等」を「要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))」に改め、「もの」の次に「をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。))」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条(見出しを含む。)中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせ

- るとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- （みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「による介護時間」の次に「若しくは勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「若しくは当該子育て部分休暇」を加える。

（みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三好町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）、介護休暇（みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第1項に規定する介護休暇をいう。）、介護時間（勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間をいう。）又は子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の

規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員並びに任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、<u>第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員並びに任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、<u>始業及び終業の時刻について</u>職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 <u>任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p>(1) <u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この号及び第8条の3第1項から第4項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。）の介護をする職員であつて、規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの</u></p> <p>(週休日の振替等)</p>
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、みよし市職員の給与に関する条例(昭和36年三好町条例第5号。第15条第3項、<u>第15条の2第3項及び第15条の3第3項</u>において「給与条例」という。)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第4項まで、第15条第1項及び第15条の3第1項において同じ。)</u>のある職員(第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 前4項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子<u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第</u></p>	<p>又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、みよし市職員の給与に関する条例(昭和36年三好町条例第5号。第15条第3項<u>及び第15条の2第3項</u>において「給与条例」という。)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項<u>から第4項まで</u>、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(第3条第3項<u>又は第4項</u>の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 前4項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者<u>(以下この項において「要介護者」という。)</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子<u>のある職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))に</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>4項まで、第15条第1項及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第3項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第3項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>6 略 (休暇の種類)</p>	<p>6 略 (休暇の種類)</p>
<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>とする。 (介護休暇)</p>	<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>及び介護時間</u>とする。 (介護休暇)</p>
<p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>第15条 介護休暇は、職員が<u>配偶者等</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2以下 略 (子育て部分休暇)</p>	<p>2以下 略</p>
<p><u>第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	
<p><u>2 子育て部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>	
<p><u>3 子育て部分休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p>	
<p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認)</p>	<p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>及び介護時間</u>の承認)</p>
<p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>については、</p>	<p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇<u>及び介護時間</u>については、規則の定めると</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>ころにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

みよし市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間若しくは勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間若しくは当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。</u>）、介護休暇（<u>みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第1項に規定する介護休暇をいう。</u>）、介護時間（<u>勤務時間条例第15条の2第1項に規</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（<u>当該職員がその地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の対象となる子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u>）又は介護休暇（<u>当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する</u></p>

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第3項関係）

改正案	現行
<p><u>定する介護時間をいう。）又は子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p><u>者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>